

夫婦間の居住用財産の贈与税非課税制度 **婚姻期間 20 年以上が要件**

平成 23 年度税制改正で相続税の基礎控除の引き下げが注目されておりましたが、結果として改正法案が可決されずに課税最低限は現状のまま据え置かれております。

しかし、相続税の課税最低限については近い将来改正される可能性があります。

【現状の課税最低限】相続税の基礎控除・・・5000 万+1000 万×法定相続人の数

廃案となった改正案・・・3000 万円+600 万×法定相続人の数

そこで、まず相続対策の最も効果的な方法である「夫婦間の非課税贈与」を検討してはいかがでしょうか。

【夫婦間の居住財産の贈与税の非課税】

婚姻期間 20 年以上の夫婦の間で、居住用財産の贈与または居住用財産の取得資金の金銭贈与については、一定の要件を満たすときは最高 2110 万円まで贈与税が非課税となります。

- ① 婚姻期間・・・**婚姻期間 20 年以上**の夫婦間の贈与であること
- ② 贈与財産・・・**自分が住用するための不動産（土地・家屋）**であること
または上記**不動産の取得のための金銭贈与**であること
- ③ 贈与された年の**翌年 3 月 15 日**までにその贈与された②の不動産に**居住すること**
その後も引き続き居住する見込みであること
- ④ 贈与税の申告手続きをする
- ⑤ 非課税の金額・・・居住用財産の非課税枠 2000 万円と暦年贈与の場合の基礎控除（110 万円）との併用がみとめられます。

※「夫婦間の居住用財産の贈与税の非課税制度」は、同一配偶者間においては、1 度しか適用を受けることができません。

【夫婦間贈与のメリット】

- (1) 無税で贈与ができ有効な相続税対策となる
- (2) 将来、自宅を売却した場合には、売却時の税金対策になる。
3000 万円の特別控除が夫婦 2 人で受けられる（最高 6000 万円が非課税）。
- (3) 多額なプレゼントのため夫婦の仲が円満になる。（個人差あり）

※登記費用・不動産取得税の諸費用が発生しますので、専門家と相談の上で実行することが重要です。

興味のある方は、MAC 松丸会計事務所にご一報ください。